

# 三原市後期高齢者医療システム導入業務仕様書

## 1 背景、経緯

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、対象業務について国が定める標準仕様に適合したシステム（以下、標準準拠システム）を利用することが義務づけられ、当市の基幹系システムは、令和8年11月24日に標準準拠システムへ移行します。

現在、当市の後期高齢者医療システムは、ベンダー側の事情により現行システムでの標準化移行ができなくなったこと、及び現行システムのサーバ（windowsサーバ2016）の保守が令和9年1月で終了することから、その前に新たな標準準拠システムへ移行する必要があります。

なお、三原市と世羅町では、基幹システム及び後期高齢者医療システム等を共同利用し、三原市に設置しており、新たに導入する後期高齢者医療システムも世羅町との共同利用とします。

## 2 目的

現行システムから標準準拠システムへ移行することで、業務の効率化、住民の利便性の向上、維持管理や制度改正時の改修等の負担軽減を図ることを目的としています。

また、現行システム同様に世羅町との共同利用とすることで経費軽減を図ることを目的としています。

## 3 調達条件

### (1) 本調達で解決したい課題

ア…現行システムのサーバ保守終了前の標準準拠システムへの移行

イ…基幹系システム（※）及び広島県後期高齢者医療広域連合との速やかで確実な連携

ウ…新たな法改正、制度改正への対応負担の軽減

エ…操作しやすいシステムの調達による事務の効率化

（※）基幹系システムは、RKKCSの総合行政システム

### (2) 業務期間

ア システム稼働 令和8年11月24日（予定）

イ 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日

### (3) 業務の範囲

ア プロジェクト管理

イ 本調達の目的実現に必要なハードウェア、ソフトウェア調達、システム構築

- ウ 本システムの稼働に必要な情報の登録
- エ 使用者に対する操作研修の実施
- オ マニュアル等の整備
- カ 保守及び障害対応並びにサポート窓口の設置
- キ 現行システムからのデータ移入作業（現行システム事業者との調整含む）
- ク 次期システムへのデータ移出の仕組み整備

#### 4 システム機能概要

- ア…国が定める標準仕様（後期高齢支援システム 標準仕様書【第 1.1 版】以上）に適合したシステムであること
- イ…基幹システム（総合行政システム）とのデータ連携が円滑に行われること（日次・月次・年次・隨時）
- ウ…広島県後期高齢者医療広域連合とのデータ連携が継続して円滑に行えること

#### 5 システム規模

- (1) システムの対象となる後期高齢者被保険者数（令和 7 年 8 月 1 日現在）  
三原市：18,914 人、世羅町：3,798 人
- (2) 利用端末数  
三原市：本庁 40 台、本郷支所 2 台、久井支所 2 台、大和支所 2 台  
世羅町：8 台  
(移行後も同程度の利用端末数を想定)  
なお、端末は各自治体が所有または購入する端末を使用することを条件とします。

#### 6 セキュリティに関する要求事項

別紙「機能要件一覧表」3 項による

#### 7 開発作業の要求事項

別紙「機能要件一覧表」4 項による

#### 8 移行作業の要求事項

別紙「機能要件一覧表」5 項による

#### 9 運用作業の要求事項

別紙「機能要件一覧表」6 項による

#### 10 保守作業の要求事項

別紙「機能要件一覧表」 7項による

11 SLA に関する要求事項

別紙「SLA 要求一覧表」による

12 スケジュール

令和8年3月 契約

令和8年4月～10月 システム構築

令和8年9月～10月 操作研修

令和8年11月24日 稼働（予定）

13 委託費用の範囲

契約締結日から稼働開始までに必要な構築費用

本稼働後の運用・保守は別途契約とする。

14 納品物

(1) 後期高齢者医療システム一式

(2) マニュアル一式

各種取り扱いマニュアルは、電子データで提出すること。